

- ・ 峰是三郎著 文学社 明治24年3月
『岐阜縣教育會雑誌』二三七號、一九九號、二〇七號
- ・ 岐阜縣教育會 明治39年2月、同44年12月
『近代國語教育論大系2明治期II、同3明治期III、同4大正期I』
- ・ 光村図書 昭和50年11月
『作文・綴り方教育史資料 上』 滑川道夫著
- ・ 野地潤家著 昭和46年5月
『日本作文綴り方教育史1明治篇』 滑川道夫著
- ・ 桜楓社 昭和52年8月
『日本作文綴り方教育史2大正篇』 滑川道夫著
- ・ 国土社 大正7年
『教育大辭書』

岐阜・附属小国語部の教授細目編成の考え方とその具体化について
は、その後、蘆田恵之助が「綴り方教授」（大正2）の中の「綴り方教
授細目につきて」のところで、梅沢と同じ趣旨のことを述べている。

これを以てしても、岐阜・附属小の「綴方教授細目」の考え方、実際
の内容は、当時としては全国的に見ても遜色のないものであったと考え
られる。また、その教授要項、教授方法等全体として見ると、岐阜・附
属小国語部の教授細目は、国語の目標にある「正確ニ思想ヲ表彰スルノ
能ヲ養」うことを主眼に置き、児童に綴り方の技能を確実に習得させよ
うとした、堅実な方向をとつていたものである、と言うことができるで
ある。

この後、附属小国語部の梅沢英造は、単に「岐阜縣教育會雑誌」だけ
でなく、中央の雑誌にも、綴り方教授についての見解を精力的に発表す
る。実践をふまえ、多くの著作、資料に目を通した上で、堅実で重厚、
思索的な梅沢の綴り方教授についての方向は、大正期から昭和初期にか
けて、学校現場や「岐阜縣教育會」などの支持を得て、岐阜県の綴り方
指導の主流を形づくることになる。

四 おわりに

作文指導の歴史を見ると、一般的に明治期は形式主義作文期と、自由
発表主義作文期とに分けられている。その両期の境は、樋口勘次郎の
「統合主義新教授法」の発刊の頃に置かれるのが普通である。そしてこ
の境目の時期は、作文が綴り方と名称をえることになった「小學校令
施行規則」の公布の頃とも重なっている。

この明治後期は、綴り方指導の上から言って、次の大正期の随意選題
論争、「赤い鳥」綴り方、そして昭和初期の生活綴り方、系統的綴り方

指導法と、多彩で実り多い綴り方指導が生み出される土壤を作り出した
時代であると言つてよい。しかし、その出発点ともなった「小學
校令施行規則」の存在にしても、その十年前の「教則大綱」の存在を抜
きにはできないし、作文・綴り方指導にしても、形式主義と概括される
明治前、中期の作文指導から抜け出そうとするこの間の、僅かずつの努
力を抜きにすることはできない。

本稿では、大正・昭和と飛躍的な発展を見せた綴り方指導の足場をつ
くつた明治後期を、「教則大綱」と「施行規則」とのからみで前半、後
半に分け、新しく提示された「教授細目」の観点から、岐阜県の作文・
綴り方指導の動向をみようとしたものである。

昭和初期に入つて、岐阜県では、豊かな児童作品を伴つた、綴り方教
授細目がつくられてくるようになるが、明治後期の教授細目が、どのよ
うに受け継がれ、大正期の成果を取り入れながら整備されていったかを、
今後の課題として究明していきたいと考えている。

参考・引用文献

- ・「國民學校並に幼稚園關係法令の沿革」
文部省総務局調査課 昭和18年3月
- ・「岐阜縣公報」・「岐阜縣令第六十六號」「
岐阜縣」 明治25年12月26日
- ・「尋常高等小學科教授細目」
惠那郡教育會 明治26年6月
- ・「尋常小學校教授細目 全」
厚見郡教育會 明治26年9月
- ・「新定作文書 教師用」

まず、「文題」について見ると、「施行規則」に示された三つの内容事項へ留意して配分がされている。

他教科との関連では、「かすがのつばね」「上杉鷹山」、「三種の神器」「仁徳天皇」「池ノ世界」「垣根の朝顔」など、修身、歴史、地理、理科で学習した内容を叙事文・説明文として記述したり、国語読本では、内容そのものだけでなく、例えば読本卷八の教材「名古屋」でその内容と共に構想の学習をし、その構想を生かして「岐阜」という綴り方を書くような、技能面での関連も見られる。

「天神サマノマツリ」「オ正月ノ遊」、「ゑんそくうんどう」「秋ノ遠足」「運動會」、また「海軍記ネン日」「天長節」「紀元節」など、児童の見聞する学校の儀式や行事、家庭や社会の行事、児童の生活経験にもとづく内容、あるいは「岐阜へ遊びに行つたことを知らせる手紙」「年始状」「少年會へ案内の文」など處世ニ必要ナ事項も取り上げられているが、これも児童の生活の場に関係ありそうなものへの配慮が見られる。

取り上げられた文題で特徴的なのは、「岐阜ノティシヤバ」「長良川」「城趾の銀杏」「加納の冬景色」など、更には他学年で「傘のものがたり」「岐阜ノ勧工場」「城あとの見はらし」（四年）「加納の初夏」「鵜飼を見る」「金華山城」「我町の産業」（六年）など、児童の生活と密接なつながりのある「地域」を文題に設定していることである。

この教授細目における文題について、附属小国語部の梅沢英造は「岐阜縣教育會雑誌」に連載した「綴方教授に関する研究」（明治44・6・12）の中で、次のように述べている。

儲て教授細目に就いては、諸種の注意が必要である。其中特に文題の撰擇と云ふことが頗る大切なことである。即文題撰擇の方面と云ふことを考へねばならぬ。そこで教授細目に豫め定め得る材料は、

即定まつて居る方面的材料を探つて來なければならん。

然らば定まつて居る方面的材料とは何かと云ふに、學習上、經驗上、處世上等の方面中、學習上の材料が最も確實に定まつて居る、何時頃にどの事柄を教へると云ふことが定まつて居るから、文題は豫め定めて置くことが出来る。經驗上の事柄でも毎年如何なる時季には、遠足運動或は運動會を行ふと云ふことが或はいつが當町の祭典であるとか、其の他いつはどうであるとか云ふことが既に定まつて居ることに對しては、それを材料として、文題を撰擇することが出来る。

されど經驗上の事柄に就いては、偶發的のことが多いから、これ等の材料は豫め定めて、何々と文題を作つて置くわけには行かぬ。處世上の事柄も、氣候見舞等のことは豫定して置くもよいけれども俄に友人の間に生じたる不幸等のことや、天變地異等のことなれば、豫期するわけにも行かぬ。従つて綴方の教授時間全部に教授細目を以て文題を、悉く割り當て、しまうときは、活材料を失して、殊更に死した材料を取扱はねばならぬことになる。それで細目は、一週二時間の綴方教授時間なれば、凡そ一週一題位の割合に配當し置いて或は、二時間一題で行ふこともあるが、一時間一題で教授して他の一時間は、偶發材料をとることの出来る時間に當てると云ふことがあると云ふ風にすることが必要である。

綴り方の場合、予め設定した文題だけで拘束すると、せつかくの活材料を失つてしまふから、「其當時に於ける児童心意界の最高潮に達したるものより材料をとりて、適切なる教授を行ひ得る余地を存じたるなり」（本教授細目《筆者注・附属小編成》取扱上の注意）という彈力的な考え方、更に言えば、児童の生活、心意を十分に考えていくこうとする綴り方教授の方向にも意を注いだ教授細目となつてゐる。

三 人 <small>のつとめ</small> 港	二 くほんの <small>一人ごと</small>	一 鞆 <small>たけだ</small> 大敵	主 年始状	土 米つぶのひとりごと 物さしとますとはかり	十 日本 <small>の景色</small>	九 木村シゲナリ 秋の蟲
口語、敬体、説明文、平假名	同 平假名	同 ユダン大敵	日記	才正月 <small>の遊</small>	記事文、平假名	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲
改作法	直觀法	叙述法	叙述法	鞆 <small>たけだ</small> 持たて手紙	同 記事文、平假名	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	鞆 <small>たけだ</small> 持たて手紙	同 日用文、同	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲
三 人のつとめ	二 くほんの <small>一人ごと</small>	一 鞆 <small>たけだ</small> 大敵	主 年始状	土 米つぶのひとりごと 物さしとますとはかり	十 日本 <small>の景色</small>	九 木村シゲナリ 秋の蟲
口語、常体、記事文、平假名	同 平假名	同 ユダン大敵	日記	才正月 <small>の遊</small>	記事文、平假名	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲
改作法	直觀法	叙述法	叙述法	鞆 <small>たけだ</small> 持たて手紙	同 記事文、平假名	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	鞆 <small>たけだ</small> 持たて手紙	同 記事文、平假名	ナツ休中 <small>ノコト</small> 木村シゲナリ 秋の蟲

三 奈良ノ都	二 少年會へ案内の文	一 難破船	主 年始状	土 家	十 岐阜縣 <small>一の物</small>	九 災害見舞の文
鶴	鯨	紀元節	寒中見舞の手紙	雪戦	天長節	垣根の朝顔
文語、叙事文、片假名	文語、説明文、同	文語、敬体、叙事文、平假名	文語、常体、叙事文、同	加納の冬景色	受取状	恩賜の御衣
縮約法	叙述法	叙述法	叙述法	紅葉	上杉鷹山	上杉鷹山
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	城趾の銀杏	日光山二詣 <small>ナテ</small>	日光山二詣 <small>ナテ</small>
三 奈良ノ都	二 少年會へ案内の文	一 難破船	主 年始状	家	岐阜縣 <small>一の物</small>	災害見舞の文
鶴	鯨	紀元節	寒中見舞の手紙	雪戦	天長節	垣根の朝顔
文語、叙事文、片假名	文語、説明文、同	文語、敬体、叙事文、平假名	文語、常体、叙事文、同	加納の冬景色	受取状	恩賜の御衣
縮約法	叙述法	叙述法	叙述法	紅葉	上杉鷹山	上杉鷹山
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	城趾の銀杏	日光山二詣 <small>ナテ</small>	日光山二詣 <small>ナテ</small>
三 奈良ノ都	二 少年會へ案内の文	一 難破船	主 年始状	家	岐阜縣 <small>一の物</small>	災害見舞の文
鶴	鯨	紀元節	寒中見舞の手紙	雪戦	天長節	垣根の朝顔
文語、叙事文、片假名	文語、説明文、同	文語、敬体、叙事文、平假名	文語、常体、叙事文、同	加納の冬景色	受取状	恩賜の御衣
縮約法	叙述法	叙述法	叙述法	紅葉	上杉鷹山	上杉鷹山
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	城趾の銀杏	日光山二詣 <small>ナテ</small>	日光山二詣 <small>ナテ</small>
三 奈良ノ都	二 少年會へ案内の文	一 難破船	主 年始状	家	岐阜縣 <small>一の物</small>	災害見舞の文
鶴	鯨	紀元節	寒中見舞の手紙	雪戦	天長節	垣根の朝顔
文語、叙事文、片假名	文語、説明文、同	文語、敬体、叙事文、平假名	文語、常体、叙事文、同	加納の冬景色	受取状	恩賜の御衣
縮約法	叙述法	叙述法	叙述法	紅葉	上杉鷹山	上杉鷹山
讀本卷六 <small>ノ二十一</small>	讀本卷六 <small>ノ二十五</small>	改作法	改作法	城趾の銀杏	日光山二詣 <small>ナテ</small>	日光山二詣 <small>ナテ</small>

思想の本質上より區別したる文体

學年	文体	叙事文	記事文	説明文
尋六	5	5	6	
尋五	5	3	3	3
尋四	3	2	2	1

祝賀状 吊慰状 見舞状 問合状 受取状 注文状 通知状 案内状
贈與状 誘引状 借用状 謝禮状 別に電報文及願書届書

月	文題	教授要項	教法	聯絡事項
四	天神サマノマツリ あまのいはと 休日誌の認方	口語、敬体、叙事文、片假名 同 同	共作法 填充法 叙述法	経験 讀本卷五ノ一
五	春の野 水の一人ごと ウンドウクワイ ワタナベノボル	口語、敬体、叙事文、平假名 同 同 同 同	修辭法 連接法 叙述法 填充法	讀本卷三、五 讀本卷五ノ四、五
六	蝶 あんそくうんどう うめ	叙事文、同 平假名	修辭法 連接法 直觀法 共作法	讀本卷三ノ三、四
七	岐阜ノテイシャバ かすがのつぼね かみなり	記事文、同 平假名	修辭法 連接法 直觀法 共作法	讀本卷五ノ十 讀本卷五ノ十二 讀本卷五ノ十四 修身卷三ノ十 修身卷五ノ十七

尋常科第二學年

月	文題	教授要項	教法	聯絡事項
四	天神祭 三種ノ神器	口語、敬体、叙事文、片假名 同 同	文段法 叙述法 修辭法 自作法	経験、読本卷ノ七 讀本卷ノ八、歴史卷ノ二
五	春の景色 運動會	口語、常体、叙事文、同 同	修辭法 自作法	讀本卷九ノ五
六	長良川 加納町 歩兵第六十八聯隊	文語、叙事文、 同 同	修辭法 縮約法 叙述法	地理學 讀本卷九ノ四、五
七	四季の雨 池ノ世界 旅行の兄に送る手紙	口語、敬体、叙事文、 同 同 同	修辭法 修辭法 叙述法	讀本卷九ノ二十 讀本卷九ノ十四 讀本卷九ノ十一 歷史卷一ノ五 讀本卷九ノ八、九 地理學

尋常科第五學年

教授方法の種類

第一類（内容形式共に興ふるもの） 視寫法
第二類（内容を興へ形式を工夫するもの） 聽寫法 改作法 叙述法

第三類（形式を興へ内容を工夫するもの） 填充法 締約法 敷衍法 修辭法 直觀法
第四類（内容形式を興へざるもの） 自作法

このような考え方、構想のもとに編成された教授細目のうち、ここでは第三学年、第五学年のものを見てみたい。

の生活、児童の書くことへの意欲、心理、自主自発、積極性といった面への注目度が、飛躍的に高まっていることが感じられる。このような全国的な動向の中、前出の各種資料等を勘案し、自校での実践をもとに、岐阜・附属小国語部の教授細目は作成されたのである。

前掲「國語綴り方教授細目編成につきて」の中で、附属小国語部は、細目編成の基本的な考え方を、次のように述べている。

教則に明記せるが如く、綴り方教授は正確に思想を表彰するの能を養ふを以て目的とする。然るに本教授が其目的に到達するに於て缺くる所なきを保し難し。そは本教授が、往々断片的に流れて諸教科との連絡及び系統を失し、心意の發達段階に適合せず、且つ觀念の典型を顧みざるの嫌あるを以てなるべし。されば本教授をして其効果を全からしめんには、豫め諸教科との連絡を明にし、これ等諸教科に於て學習したる智識は勿論、經驗上の事項並に、處世上の要件等の各方面より、取得したる思想を文章として、如何に發表すべきかに就いて讀方教授と密接不離の關係を保ち、文字、語句、語法、文法、文章の種類及其の組織並に修辭（詞姿）等の智識を運用して遺憾なからしめんことを期し、具案する所なかるべからず。以上の要求を充さんが爲めに、本教授細目を制定せり。

右要点の表記

内容	學年				文体
方面	尋六	尋五	尋四	尋三	常体
経験上	3	3	3	1	
學校生活及び家庭生活に於ける出來事					
處世上					
實用上、社交上の必要事項					

方面	用語上より區別したる文体						組織	語句	文語法
	尋六	尋五	尋四	尋三	學年	文体			
	3	3	3	1		常体		純粹、妥當	普通文語
	1	2	4	8		普通文		普通文	日用文語
	1	1	2	1		敬體		主想、客想	對話
	5	6	9	10		合計		起首、中要、末尾	記録
	3	3	1	0		普通文		普通文、記事文、説明文	記録である
	2	1	0	0		候文		正式=前文(起筆、時候安否) 本文(要件、狀況等)	記録=あります
	5	4	1	0		合計		末文(結尾、留書) 月日、氏名、宛名、敬稱、脇付	記録=だ
	10	10	10	10		總計		略式=前文及び其の一部並びに脇付等を省略せるもの	

〔大阪府師範学校付属小学校〕

〔東京高等師範学校付属小学校〕

〔大阪・附属小学校〕

一、題目 入學を勧む(口)	一時間	
二、題目 神武天皇(口)	一時間半	
(注) 読本卷六第二十三課及び修身 教科書ヲ参照ス可シ		
三、題目 摘草に誘ふ(口)	一時間	
四、題目 桃花を贈る(口)	一時間	
五、題目 遅刻届	三十分钟	
(注) 届ノ書式ハ教師其模範ヲ示ス 可シ但シ候ハ用フ可カラズ		
六、題目 旅行案内を借る(口)	一時間	
七、題目 太神宮様(文)	一時間半	
(注) 讀本卷五第三課ヲ参照ス可シ 三年生ニハ口語体ニテ記述セシ ムベシ		
八、題目 旅行することを知らす(口)	一時間半	
九、題目 太陽(口)	一時間	
(注) 上欄第三週読ミ方ヲ参照ス可シ		
三	二	
四		

それぞれの教授細目には、実施上或いは教授上の注意について書かれているが、その主な物を見てみると、次のようになつてゐる。

文題や教授方法を見る限りでは、明治二十年代頃の流れを残しているように思われるが、取扱上の注意事項からは、書き手である児童、児童

- 綴り方ノ欄ニハ文題文体時間等ノ外時々注意ス可キ事項ヲ記載シタルニ過ギズ其教授ノ方法ハ教授者ニ任スベシ
- 綴り方ニ於テハ文題ニ重キヲ置クコトナク児童ノ一旦経験シタルコトヲ記述セシムルノ外實物標本繪畫等ヲ示シ其他想像ニヨリテ文章ヲ綴ラシムベシ
- 文体ハ教科書中ノ普通文体ニ準ズベシ
- 時々偶發事項ヲ記述セシムベシ
- 日誌ヲ作ラシムルコトヲ怠ル可カラズ
- 〔東京・高師附属小学校〕
- 綴り方欄内に、教授の方法(見透、参考等)を記入したるも、亦、教授者の参考に供するまでなり。故に、教授の際、適宜に之を變換し、又は他の方法を採用するも、敢て妨げざるなり。
- 綴り方初步の教授は、児童内界の自由なる發表に慣れしむるを以て、第一の要件とす。無疵にして筆路滞せんよりは、小疵ありとも、暢達自在なるをよしとす。児童漸く長じ、學識漸く加はるに至らば、之を修飾すると同時に、簡潔銑鍊の法を自得せしむることを努めざるべからず。
- 作文を訂正するに当たりては、児童の自ら訂正し得べき誤謬は、必ず各自訂正せしむべし。且、児童發達の程度よりては、児童自ら其の誤謬、及び、缺點を發見し、或は、一層巧妙なる表出補足を工風せしむべきなり。
- 児童をして、綴り方に趣味を保たしめ、筆を取るに慣れしめんには、先ず、其の出題法に工夫を費さざる可らず。題を選ぶこと、其の當を得、児童、自ら好みで筆を執らば、綴り方の教授は、殆教師の心勞を須るずして進行すべし。故に、綴り方の題目は、児童の意識界に存するものゝ中、最も、勢力あり活氣ありて、抑へんと欲して抑ふ可らざるが如きものより採るべく、然らずば、課題に對して、児童の活動を促すに足るべき、刺戟を與へんことを要すべし。

の文言そのままとなつてゐる。更に「教授細目」についても、「校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と、校長の権限を強化した上で、「教則大綱」と同じ趣旨の内容を条文としている。

一つの教科目であつた「作文」が、「綴り方」として「国語」の中の一学科となつたこと、「……正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ……」とする目標や「読ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス」とする綴り方の内容・表現についての条文そのまま残されたこと、あるいは、条文から□上書類、日用書類、漢字交り文といつた言葉が消えて「普通文」となつたことなど、綴り方教授については大きな転換を迫られることになつたのである。

更に、教育の大きな転換は、学校制度の面でも見ることができる。明治三十七年四月からは、いわゆる国定教科書制度となり、同四十一年四月からは小学校の修業年限が六箇年となつたりしている。日露戦役を挟む明治後期の後半は、近代日本の教育を考えるとき、極めて重要な意味をもつた時代であつたと言つてよい。

この教育内容・制度の大きな変革の中にあつて、それに対応する教授細目編成の動きを、岐阜県にあつていちはやく見せたのが、岐阜縣師範学校附属小学校である。

「岐阜縣教育會雑誌」（明治39・2）には、「我が附屬小學校の状況」として、今回新たな教授細目の形式を定め、各教科とも目下編成中であることを報じてゐる。そこで示された国語科教授細目の形式は、次のようである。

題目	教授	注意事項		連絡事項
	時数	内 容	形 式	

この細目の編成結果が、「國語綴方教授細目編成につきて」「尋常小學校國語綴方教授細目」と題し、岐阜縣師範學校附屬小學校國語科研究部（以下、附屬小國語部と略す）名で「岐阜縣教育會雑誌」に掲載されたのは、明治四十四年の四・五・六月号であった。

全国的に見ると、すでに明治三十五年に大阪府師範學校付属小學校が「各科教授細目」を、同四十年には東京高等師範學校付属小學校が「小學校教授細目」を刊行している。未見であるが、おそらくこの時期、大阪、東京、岐阜以外の各府県の師範學校付属小學校が、教授細目を編成し、新しい小学校教育の考え方、進む方向を、それぞれの県下へ、また全国へ、実践的に提示していくことが推測される。まず、大阪、東京の各附屬小學校國語科教授細目の、綴り方に関する部分を、第四学年の一部で見てみたい。

細目はどちらの附屬小學校も國語科として作られており、上部横欄は週、縦欄の区切りはそれぞれ上から読み方・話シ方・綴り方、書き方（大阪）、読み方、事物教授、綴り方、書方、聯絡事項、教具及参考書（東京）となつてゐるが、ここではその綴り方欄だけを取り出した。

明治二十四年という時代を考えると、「新定作文書」の「児童ノ日常見聞セル事項」の内容として、特に「見聞的ノ課題」の項目について述べられていることは、著者峯是三郎の作文教授に対する高い識見と実践的な追求の成果を見ることができる。しかし、恵那細目、厚見細目を見るかぎり、「日常児童ノ見聞セル事項」については、当時の岐阜県の学校現場では、作文教授の実態とあまりにもかけ離れ、突出したものとして、そのことについて考え、受け入れる余地はなかつたのではないかと推測される。そして、假名文、漢字交り文の内容として、文法を基盤に置いた作文初步の指導や事物・人事等について説明する文の指導を、あるいは「處世ニ必須ナル事項」としての文語、候文を中心とした日用書類の指導についての部分を、安心できるものとして参考にしていったのではないだろうか。

そのような状況の中でも、変化が感じられるのは、前掲「新定作文書」の文題について述べられたような考え方が、恵那細目の日用書類の題材の扱いに見られることである。これまでのよう大人社会中心の一 方的に与えられる文題でなく、児童の生活、経験の及びそうな範囲で、児童の情意の発達段階に適合することなどへ配慮しての文題が考えられ始めているのがそれである。

しかし、恵那細目、厚見細目二つの「作文教授細目」を全体として見る限り、「教則大綱」のもとで作成されたそれは、形式主義、範文主義と言われる明治初期以来の作文教授の姿を反映したものであると言わざるを得ない。そしてそのことは、結局二つの郡内の小学校各教室での作文教授の実態がそうであり、教師の作文教授に対する意識の大勢が、旧来の意識と変わらないままであることを物語つてゐると言うことになるであろう。

明治二十六年頃作成された二つの郡の「作文教授細目」だけで、当時の岐阜県全体の作文教授の動向を云々するのは推測の域を出ないと思うが、教授細目の作成が「岐阜県令」による各郡市への示達の中に含まれていたという事の性質上、おそらく郡市教育会などが中心になり、全県下にわたつて「教授細目」が作成されたのではないだろうか。そして、その細目の構成、内容は、おそらく現存する二つのものと大同小異で、まず、「教授細目」としてのある程度の形を整える段階にとどまつたのではないかと考えられる。

三 明治後期後半の教授細目

前述したように、明治三十三年の小學校令、小學校令施行規則によつて、それまで「讀書」「作文」「習字」と三つの教科に分散並立していた國語關係教科は「國語」として一教科になり、「國語」の中の「讀ミ方」「綴リ方」「書キ方」になつた。この時以降、戰後の昭和二十二年までの五十年近く、「作文」は「綴リ方」の名称で呼ばれることになる。

この「施行規則」で「國語」の目標は「教則大綱」の文言を整理して「國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス」となり、これに続けて

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

とした。高等小學校の場合には、「稍、進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ……」としている。また、綴り方で取り上げる題材、文章については、前述のように「教則大綱」

厚見細目の凡例で、参考にしたと記されている「新定作文書」には、

「文題」について、まず次のような考え方を示している。

「文題ハ生徒ノ思想力ニ適スルモノヲ主トスヘシ、例へハ尋常科ニ於ケル小學生徒ニ對シテ、婚禮等ニ關スルカ如キ趣旨ヲ敍述セシムルハ、童蒙ノ思想ニ適セサル所アルカ如キ是ナリ、

「文題ハ生徒ノ想像シ得ル所ノ範圍内ニ限ルヲ可トス、例へハ深山樵村ノ兒童ヲシテ航海ノ記事等ヲ敍述セシムルカ如キハ、容易ニ想像力ノ及フコト能ハサルノ類是ナリ、

「文題ヲ擇フニ方リテハ勉テ席上ノ死題ヲ避クヘシ、例へハ富士山ニ登リシ經驗ナキ生徒ニ其記事ヲ課シ、或ハ喜怒哀樂ノ情ヲ提起セサルニ、凶慶ニ關スル吊文・賀文ナト、突然席上ニ掲ヶ出シテ其敍述ヲ促カス如キハ、大ニ教師ノ斟酌注意ヲ要スルモノタルヘシ、

そしてその次に、特に作文題材として新しく提示された「児童ノ日常見聞セル事項」については、かなり具体的に次のように説明している。

一 實物的ノ課題

鳥獸・花卉若クハ器具類ヲ示シテ其形質・効用・構造等ヲ記述セシムルノ類ナリ、
一 繪畫的ノ課題
實物實況ニヨリテ指示シ難キモノ、例へハ元寇ノ乱、重盛忠諫ノ事ナト過去ニ屬スルモノ、若クハ虎・豹・象・駱駝等凡ヘテ本邦ニ於テ見ルヘカラサルモノ、如キハ、相當ノ圖畫ヲ示シテ之ヲ記述セシムルノ類ナリ、

一 談話的ノ課題

教師ト生徒ト互ニ問答シテ其思想ヲ發揮セシメ、最後ニ之ヲ約メテ一條ノ談話トシ以テ之ヲ記述セシムルノ類是ナリ、若シ生徒ノ年齢學力共ニ稍長スル者ニ對シテハ、必スシモ逐一ナル問答法ニ據ルコトナク、最初ヨリ教師ノ談話ノミヲ以テ之ヲ記述セシムルコトモアル可シ、

「教授細目」より見た明治後期の岐阜県の作文・綴り方教授

一 見聞的ノ課題

生徒ノ親シク見聞シタル事實ヲ記述セシムルモノニシテ、教師ノ注意如何ニヨリテハ、之ニ就キテ以テ作文上ノ材料ヲ得ヘキモノ甚夕多カルヘシ、今其三ヲ左ニ舉ケン、

(1) 學校近傍ノ所見

牛ノ車ヲ引キテ荷ヲ運ヒ、農夫カ馬ヲシテ田ヲ耕サシメ、或ハ川ノホトリニ魚ヲ釣ル者、又ハ山ノ上ニテ木ヲ伐ル者等、皆適當ノ文題タラサルモノ無カラン

(2) 運動場中ニ於テノ所見

毬ヲ投ケ蹴轆々乗リ毬ヲ蹴リテ遊ヒ、又ハ競走・体操等ヲ爲シタル興味、若クハ其際ニ發シタル偶然ノ事實等ヲ記述セシムルノ類ナリ

(3) 前日ニ於ケル所見

前日若シ休業日ニテアリシナラハ、何處ニ遊歩シテ如何ナル物ヲ見タルヤ、又ハ何ヲ爲シテ其日ヲ過コセシヤ、若シ又通常ノ日ナリシナラハ歸宅後何ヲ爲シタリヤ、或ハ温習シ或ハ父母ノ助手ヲ爲シタル事實等ヲ記述セシムルノ類ナリ、

(4) 日常偶發ノ所見

驟雨・雷鳴・降雪・虹霓等凡ソ出校中ニ於テ偶然發現スルモノ其他人事上ニ關シ喜慶ノ事件等、隨時發起セシモノヲ記述セシムルノ類ナリ、

(5) 學校往復上ノ所見

……(い) (ろ) の項目 中略) ……

(は)自宅ヨリ學校ニ來ル途中見聞ノ記事

(注意) 此文題ハ生徒ノ昇校スル途中ニ於テ、各自見聞シタル事實ヲ記セシムルモノニシテ、之ニヨリテ以テ各生徒カ觀察セシ所ノ精疎或ハ其留心セシモノ如何ヲ推度スルヲ得ヘク、昔々作文上ノミナラス教訓上ノ参考トシテ好材料ヲ得ルコトアラン、且ツ生徒モ亦一定無味ノ死題ニヨリテ起案スルヨリハ頗ル興味アルヲ覺エテ、知ラス識ラス樂ミテ筆ヲ採ルニ至ラン、

(ヨ)辭及(モ)辭ヲ以テ顕ハス主格名詞ト動詞トノ連結
動詞ヨリ來レル形容詞ト名詞トノ結合

(ヲ)辭ヲ以テ顕ハス物体格名詞ト動詞トノ結合
(ニ)辭及(ハ)辭ヲ以テ顕ハス賓格名詞ト動詞トノ結合

(注意)此小期ニハ主トシテ平假名ヲ用フルコト

(ニテ)辭ヲ以テ顕ハス賓格名詞ト動詞トノ連結

各種詞格ノ名詞二個以上ト動詞トノ連結

短句短文ニ形容詞ヲ添フルコト

(注意)此小期ニハ容易ナル漢字ヲ交フルコト

第四學年

本學年ハ前學年ト同ク漢字交リ文及日用書類ヲ綴ラシム

日用書類

第一小期 提頭結尾ニ用キル語及(叉手)(陳は)(次に)(隨手)等

ノ用語及用法

私用文ノ結構及其認方等ヲ授ク

第二小期 私用文ニアツテハ報知贈送注文祝賀見舞尋問謝禮誘引招待借

用返却等ノ發信返信及廣告文電信文等公用文ニアツテハ届書
願書証書等隨時問題ヲ發シテ練習セシム

(注意)女子ニアツテハ私用文中參らせ候かしくノ語ヲ用

キルコトモアルベシ

第三小期 前期ノ續キ
漢字交リ文

第一小期 前學年ノ續キ

第二小期 前期ノ續キ 第三小期 前期ノ續キ

前掲、資料で示した第二学年、第三学年の指導重点と併せて読んでみると、恵那細目が考えた第一学年から第四学年までの作文指導の全体をおおよそ見通すことができる。また、担当した学年の年間・学期・週の指導事項が分かり、例文から指導内容の手がかりが得られるよう意図されている点など、教授細目の趣旨をふまえ、教師の便宜を図ろうとする努力の跡が窺える。

一方厚見細目は、凡例で「讀書作文ノ二科ハ相依リテ以テ其目的ヲ達スルモノナルニヨリ本細目ニ於テハ二科併セテ之ヲ編成ス」と述べ、「讀書及作文科」の標題のもと、週ごとに甲・讀書、乙・作文の二項目を併記している。しかし、例えば第二学年第一期第一週～第三週で、「乙 短文」の項の前に「甲 尋常小學讀本ニ從第一課至第五課、讀ミニ方書キ方及意義」と表示してある程度で、凡例の「相依リテ以テ其ノ目的ヲ達スル」云々の考え方が具体化されたものとはなっていない。

また、第三学年第三期以降は、口上書類・日用書類・漢字交リ文など項目が示されているだけである。例文は「新定作文書」など市販の教授書に記載のものを参照せよということなのか、あるいは作成終了日までに時間切れとなつて形を整えるだけになつてしまつたのか、その間の事情は分からぬが、これでは実際の役には立ちにくい。

ここで、「教則大綱」、県の「小學校教則」で示された新しい作文指導の考え方、内容、特に「児童」に注目した題材「児童ノ日常見聞セル事項」をどう捉えているかの点から恵那細目、厚見細目を見てみると、どちらも、その方向への対応に手がつけられていない。

綴ラシム

本學年ニ於テハ極メテ近易ナル實物及繪畫等ニ就キ其形質効用等ノ觀念ヲ誘導シ假名ニテ庶物ノ名稱ヲ綴ラシメ及學習セル漢字ヲ交ヘテ短句短文ヲ

第一學年

二つの教授細目を見ると、それぞれ異なった面を持つてゐる。惠那細目は、各学年とも最初に作文週時数、その学年での指導重点、また学期ごと、週ごとの指導事項を示し、更に、週ごとの指導事項に一二三の例文を付している。

学年の指導重点を、第一学年、第四学年についても示すと次のようになつてゐる。

第二小期	
接詞ヲ用キル口上書類及簡易ナル届書類	例 馬ハ走ル 馬ハ走レドモ人ハ落チズ
第二十八週 (候間) (ニ付) 等ノ用法	第三期
例 梅花咲次候間一枝御目にかけ候	乙 (一) 口上書類 (候へば) (候はゞ) (候はん)
用事これあり候に付參上致し兼候	(候へ共) (候とも)
第二十九週 同上	乙 (一) 漢字文 (候はん)
第二十週 (哉) (由) 等ノ用法	(二) 漢字文 (候へば)
例 明日御差支されなく候哉伺ひ奉り候	從第廿九週至第廿一週
相替らす御健康の由實し奉り候	乙 (一) 漢字文 (候はん)
明日は御誕辰今日にて御招き下され有りがたく	(二) 口上書類
存候	(三) 漢字文
漢字文リ文	從第廿五週至第廿六週
兒童ノ日常見聞セル事項及教授シタル事項ノ記述	乙 (一) 漢字文 (候へば)
自第一週至第十三週	(一) 日用書類
例 舳、帆、布又ハ席等ニテ造リ風ヲ受ケテ舟ヲヤルモノナリ	(二) 漢字文 (候はん)
小學校ハ兒童ヲ教育スル所ニシテ母語高等ノ二種アリ	從第廿五週至第廿六週
松は山野に自生する樹にして其材は木又は橋など	乙 (一) 漢字文 (候へば)
を建築するに用るものなり	(二) 漢字文 (候はん)
	(三) 漢字文 (候はん)

前期ノ續キ 第二小期	
自第十四週至第二十七週	例 航は布又は席等にて造り風をうけて舟をやるものなり之を張るを櫓といふ
	小學校は兒童を教育する所にして兒童六歳に至れば皆就て學ぶべきなり
	松は山野に自生する樹にして其材は木又は橋などを建築するに用る或は器具を製するに用ふ
前二期ノ續キ	第三小期
自第二十八週至第三十六週	例 航に風をうけて舟をやるものたり布又は席等にて造る之を張る柱を櫓といふ櫓をもつて帆を上げて小學校は兒童を教育する所にして尋常高等の一類あり兒童六歳に至れば皆就て學ぶべき所とす
	松は山野に自生する樹にして其葉常に緑色を帯び其材は木又は橋等を建築するに用る或は器具を製するに用ふ

- 第一小期 清音ノ綴り及濁音ノ綴方
 - (トノ) 及(ニ辟)ヲ用キテ名詞ヲ連結スルコト
附言形容詞ト名詞トヲ連結スルコト
 - 次清音促音ノ綴方
音便拗音字音ヲ交ヘタル庶物ノ名稱
(注意) 此小期ハ片假名ヲ用キルコト
 - 數形容詞ト名詞トヲ連結スルコト
 - 指示代名詞若クハ人代名詞ト名詞トノ連結
名詞ニ他動詞ヲ附加シタル短句
(ハ辭及ガ辭)ヲ以テ顯ハス主格名詞ト動詞トノ連結
感詞ト定言形容詞若クハ動詞トヲ連結スルコト

第四週 同上	
第五週 談話体ノ肯定解ヲ文章体ニ改ムルコト 例 なつへあつくあります	第六週 談話体ノ否定解ヲ改メテ文章体ニナスコト 例 牛ハはやくあゆみませぬ 牛ハはやくあゆまず
第七週 談話体ノ過去解ヲ文章体ニ改ムルコト 例 花が咲いた ヲ 花が咲きたり 人にあつた ヲ 人にあへり	第八週 同上
第九週 談話体ノ過去解ヲ文章体ニ改ムルコト 例 字を習はう ヲ 字を習はん 学校へ行かう ヲ 学校へ行かん	第十週 同上
自第十一週至第十二週 形容詞及副詞ヲ有スルモノヲ教ヘ 兼ね練習ノラス	第十一週至第十二週 読法語ノ文章語ニ改ム 例 さくらの花はうつくし 大なる犬が速に連れり
例 山高し 海深し	第十三週 同上
例 山高し 海深し	第十四週 腹尾ヲ變化シテ二單文ヲ連結スルコト 主格相同じキトキ其一ヲ省キテ二單文ヲ連結スルコト 連結スルコト
例 山高し 海深し	第十五週至第十九週
例 山高し 海深し	第二小期
例 山高し 海深し	第三期
例 第二十一週～第二十二週 略	第三十四週 略
例 第二十三週至第二十六週 読習	第三十五週至第二十八週
例 鹿山林ニ住ム歌ニシテ社ニハ二本ノ角アレドモ化ラシム	第三十六週至第三十七週
例 第二十八週～第三十一週 略	第三十七週 略
例 第二十九週至第三十二週	第三十八週 略
乙 既習ノ詰頂練習	第三十九週 略
從第十一週至第十四週	從第八週至第十週
乙 短文 現在格ノ談話語ヲ文章語ニ改メシム 例 1 昨日ハ本ヲ読ンダ 昨日ハ本ヲ読みタリ 2 昨日書フタ字 昨日書ヒタル字 3 入学シマシタ 入学セリ	乙 短文 過去格ノ談話語ヲ文章語ニ改メシム 例 1 昨日ハ本ヲ讀ンダ 昨日ハ本ヲ読みタリ 2 明日ハ雨フリデアリマセウ 明日ハ雨天 3 此中ニアルモノハ筆力墨デアラウ ニアルモノハ筆カ墨ナルベシ
例 1 本ラミニヨンチシマイマシタカ ク続ミ終リシヤ	例 1 本ラミニヨンチシマイマシタカ ク続ミ終リシヤ
本ラ悉	此中ニアルモノハ筆カ墨ナルベシ

第三學年	教授時間 每週三時	第一學年
本學年二於テハ實物繪畫等ニ就キ觀念ヲ發揮シタルコト或ハ兒童ノ經驗シタルコト或ハ修身禮節等ノ各教科目ニ於テ授ケタルコトニ就キ漢字交り文及日用語彙ヲ組ラシム		第一週至第四週
口上書類		第一小期
例 口上書類ニ要スル熟語及其用法	(1) 口上書類 (下され度候) (成し下され度候)	例 今日御出下され度候
口上書類語尾ニ要スル助動詞ノ用法	(2) 口上書類 (下され度候) (成し下され度候)	例 冬ニ至ル 一冬ニ至レハ氣候寒シ 氣候寒シ 2冬ニ至ラハ氣候寒カラ
第一週 口上書類ニ要スル熟語及其用法	(3) 口上書類 (下され度候) (成し下され度候)	例 (1) 口上書類 (致候) (仕候)
例 手紙ヲ御手紙 知らせヲ御知らせ	(4) 口上書類 (致候) (仕候)	例 (2) 口上書類 (致兼候) (致すべく候) (致させ候) (致さすべく候) (致居候)
依頼ヲ御依頼 茶支ヲ御差支	(5) 口上書類 (申候) (申取候)	例 (3) 口上書類 (申候) (申すべく候) (申度候)
珍らしきヲ御珍らしき	(6) 口上書類 (申候) (申取候)	例 (4) 口上書類 (申候) (申兼候) (申舊候) (申單數候)
早く御出で 差します	(7) 同上	從第九週至第十一週
第二週 同上	(8) 同上	乙(1) 漢字交り文 トモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
第三週 語尾ニ要スル (候)ノ用法	(9) (候) (仕候)	例 山吹ハ花開ク 山吹ハ花開クトモ
例 参り候 差一候	(10) (仕候) (申候)	山吹ハ實ヲ結バズ 実ヲ結バザラン
第六週 (致候) (申候)ノ用法	(11) (申候)	從第十五週至第廿二週
例 御申仕候 ありかたく存候	(12) (申候)	乙(1) 口上書類 (申候)
第七週 同上	(13) (申候)	例 (1) 漢字交り文 故障ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
第八週 (度候) (居候) (され候)ノ用法	(14) (申候)	例 今日ハ晴天ナリ 今日ハ晴天ナル故ニ
例 御依頼致候 助強致候 御求めなされ候	(15) (申候)	今日ハ曇シ 曙シ
(第九週～第十二週 略)	(16) (申候)	(1) (1) 口上書類 (在候) (御在候)
例 第一小期	(17) (申候)	例 (2) 口上書類 (在候) (御在候)
前期ノ續キ及接詞ナキ口上書類	(18) (申候)	例 (3) 口上書類 (在候) (御在候)
今日午前八時に待ち申居候 月日	(19) (申候)	例 (4) 口上書類 (在候) (御在候)
(第十四週～第十八週 略)	(20) (申候)	例 (5) 口上書類 (在候) (御在候)
第十九週 接詞ナキ口上書類ノ練習	(21) (申候)	例 (6) 口上書類 (在候) (御在候)
(注意) 翁ノ如キ数据ノ用法	(22) (申候)	例 (7) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
例 先刻歸宅致候	(23) (申候)	例 (8) 煙化 (存廢候) (御座なく候) (存せられ候) (存居候)
口上	(24) (申候)	例 (9) 狐ハ食物ヲヌム爲ニ夜村里ニ出ズ
今日午前八時に待ち申居候 月日	(25) (申候)	例 (10) 狐ハ食物ヲヌム爲ニ夜村里ニ出ズ
月日	(26) (申候)	例 (11) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
誰殿	(27) (申候)	例 (12) 狐ハ食物ヲヌム爲ニ夜村里ニ出ズ
(第二十週～第二十七週 略)	(28) (申候)	例 (13) 口上書類 (候や) (理由) (處) (趣) (猶)
口上	(29) (申候)	例 (14) 口上書類 (候や) (理由) (處) (趣) (猶)
右正に受取候	(30) (申候)	例 (15) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
記	(31) (申候)	例 (16) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
一個	(32) (申候)	例 (17) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
從第十五週至第廿二週	(33) (申候)	例 (18) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
從第廿二週至第廿二週	(34) (申候)	例 (19) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
乙(1) 口上書類 (候や) (理由) (處) (趣) (猶)	(35) (申候)	例 (20) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
例 (21) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム	(36) (申候)	例 (21) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム
孤ハ夜村里ニ出ズ	(37) (申候)	例 (22) 漢字交り文 ドモ字ヲ以テ一單句ヲ連讀セシム

と、教育の人的、物的条件整備が不十分であつた当時の学校教育現場において、それの作成には、極めて困難が伴つたであろうことは容易に想像できる。

そうした条件の中で、この時岐阜県で作成された教授細目のうち、現存が確認できたのは、「尋常高等小學科教授細目」（惠那郡教育會著）、「尋常小學校教授細目」（厚見教育會著）の二冊である。そのいずれもが郡の教育會著作となつていてことから、岐阜県では、この時の教授細目作成は、個々の学校よりも、各郡市ごとに組織されていた「教育會」が行つたのではないかと考えられる。それは、「尋常高等小學科教授細目」（以下「惠那細目」と略す）の凡例が一つの手がかりになる。

そこには、細目作成の経緯について、「本篇ハ惠那郡教育會々員中ニ於テ互撰シタル委員ノ編纂ニ係ル……」とあり、編纂委員として中津川尋常小學校訓導市岡鉄造、明知尋常高等小學校訓導伊藤録三郎ほか訓導兼校長三名、訓導九名計十四名の所属校・氏名が挙げてある。一方、「尋常小學校教授細目」（以下「厚見細目」と略す）には、編纂に当たつた者の記載はないが、恐らく、惠那郡の場合と同じく、厚見郡教育會会員の中の教員に作成が任せられたのではないかと推測するのである。

また、二つの教授細目の刊行日を見ると、明治二十六年六月（惠那細目）

「尋常小學科教授細目」（惠那郡）		「尋常小學校教授細目」（厚見郡）	
第一學年	授業時間毎時三時	第一學年	授業時間毎時三時
本學年ニ於テハ該語体ノ短句短文ヲ文章体トナシ實物繪畫等ニ就キ念念ラ懸念シタルモノ或ハ兒童ノ經驗シタルコト或ハ修業體等ノ各教科目ニ於テ授ケタルコトニ就キ學習セル蓮字ヲ交へ文ヲ繕ラシム	形容詞副詞ヲ有スルモノ	該語体ノ過去辭現在辭未來辭ヲ改メテ文章体ニナスモノ	形容詞副詞ヲ有スルモノ
形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ	第一回 形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルコト 例 うつくしい花 ヲ うつくしき花	第二回 定書形容詞ノ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ 例 あたゝかな春 ヲ あたゝかななる春	第一回 形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルコト 例 うつくしい花 ヲ うつくしき花

「尋常小學科教授細目」（惠那郡）		「尋常小學校教授細目」（厚見郡）	
第一學年	授業時間毎時三時	第一學年	授業時間毎時三時
本學年ニ於テハ該語体ノ短句短文ヲ文章体トナシ實物繪畫等ニ就キ念念ラ懸念シタルモノ或ハ兒童ノ經驗シタルコト或ハ修業體等ノ各教科目ニ於テ授ケタルコトニ就キ學習セル蓮字ヲ交へ文ヲ繕ラシム	形容詞副詞ヲ有スルモノ	該語体ノ過去辭現在辭未來辭ヲ改メテ文章体ニナスモノ	形容詞副詞ヲ有スルモノ
形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ	第一回 形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルコト 例 うつくしい花 ヲ うつくしき花	第二回 定書形容詞ノ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ 例 あたゝかな春 ヲ あたゝかななる春	第一回 形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルコト 例 うつくしい花 ヲ うつくしき花
定書形容詞ニシテ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ	第二回 同上	第三回 定書形容詞ノ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ 例 さくらの花 ヲ うつくしい	第二回 同上
該語体ノ肯定辭否定辭ヲ文章体ニ改ムルモノ	第一回 形容詞副詞ヲ有スルモノ	第四回 同上	第三回 定書形容詞ノ該語体ノモノヲ文章体ニ改ムルモノ 例 さくらの花 ヲ うつくしい

短期間に作成ということになると、いきおい、既刊の作文教授書等に拠つて作業を進めざるを得なくなる。厚見細目の凡例には「作文科細目ハ峯是三郎氏著新定作文書文部省出版尋常小學作文授業用書等ヲ参考トシテ編成セリ」とある。惠那細目の場合も事情は同じようなことではなかつたかと思われる。

このようにして作成されたそれぞれの教授細目のうち、第二学年と第三学年を対比して示すと、次のようにある。

目）、同年九月（厚見細目）と、ほぼ同じ時期になつてゐる。岐阜県令が発せられてから半年余、教則大綱が公布されてからでも一年七か月余りで、それぞれの教授細目が編成され、発刊されたことになる。惠那細目の編纂者が、「事頗ル勿卒ニ屬セルヲ以テ之ヲ實際ニ施スニ當リ或ハ不都合ノ點アルヲ免カレザルベシ此等ハ將ニ經驗ノ後ヲ俟チテ訂正補修スル所アラントス」と凡例に書いたのは、恐らく、教授細目の形を先ず整えるということで、完成時期について県からの行政指導があり、細目の内容等についての十分な検討、論議が不十分のまま、無理を重ねてまとめざるを得なかつたこの間の事情を、率直に述べているように思われる。

小學校教則ノ程度ニ從ヒ教科書ノ有無ニ拘ハラス前以テ各教科目ノ教授細目ヲ作り之ヲ學期及各週ニ配當スルハ頗ル緊要トス是レ第二十條ノ規定アル所以ニシテ教授ノ前途之ニ依リテ明瞭ニ教授ノ順序方法之ニ賴リテ秩然タルヲ得ヘキナリ
と述べ、更に、教授細目と一連のもの、との考え方で、条文には出でない「教授週録」についても言及している。

之（筆者注・「教授細目」）ニ加フルニ教授週録ヲ製シ各教科目ニ就キ毎週教授シタル事項ヲ登録シテ教授上ノ参考ニ資スルカ如キハ其有益ナルコト固ヨリ論ヲ俟タス乃チ教授細目ハ教授ノ豫定ニシテ授業週録ハ教授ノ確定ナレハ之ニ資リテ繁簡難易ヲ斟酌シテ漸次教授ノ事項及順序方法ヲ改良スルヲ得ヘク又學校監督者ノ巡視アルモ直ニ其教授ノ既往ノ經歷將來ノ順序等ヲ示スコトヲ得ヘキナリ

教授細目に従つて授業を行い、その実施状況について教授週録を残していくということは、今日の学校現場でも行われている。授業内容を向上させ、次の実践への足掛かりをつくる意味で、教授細目と教授週録を一体的にとらえることは当然のことである。しかし、それらを、学校監督者の巡視とかかわらせようとしているところなどは、明治二十三年「教育勅語」が発布されたこの時期、学校制度の枠組みの整備と共に、国が、教育内容の整備、教育課程の管理など、教育の国家統制に向けて意を注ぎ始めたことを物語るものでもある。

明治三十三年の小学校令改正では、「小學校教則……ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」と中央統制が図られたが、明治二十三年の「小學校令」の時にはまだ、「小學校教則ノ大綱ハ文部大臣之ヲ定ム 府縣知事ハ本則ニ從ヒ其小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘ受クヘシ」としていた。これに従つて、当時の岐阜県知事小崎利準は、

この小学校令を受け、「……小學校教則左ノ通之ヲ定ム」と、岐阜県令第六十六號（明治25・12）を発した。

その第一章教授要領の部分は、教則大綱そのままであるが、第二章の各教科目毎週教授時間、教授課程では、尋常小学校、高等小学校の諸教科についての毎週教授時間並教科課程を表示している。そのうちの作文は次のようである。

		学年		教科		学年		教科	
		時間	教授	時間	教授	時間	教授	時間	教授
		(高等小学校)		(尋常小学校)					
作文				(九)	普通ノ言語				
二	漢字交り文	假名		三	近易ナル漢字文				
	日用書類	仮名ノ短文							
二	漢字交り文	リ文		三	近易ナル漢字交				
	日用書類	(假名文ヲ交ニ)							
二	漢字交り文	リ文		三	近易ナル漢字交				
	日用書類								
二	漢字交り文	リ文		三	近易ナル漢字交				
	日用書類								
二	漢字交り文	リ文		三	近易ナル漢字交				
	日用書類								
二	漢字交り文	リ文		四	近易ナル漢字交				
	日用書類								

岐阜縣令はまた、教授細目について、改めて「小學校長若クハ首席教員

ハ本則ニ從ヒ其小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と示している。

これによつて、岐阜県下の各小学校では教授細目の作成を行つことになつたわけであるが、しかし、前記「教育大辭書」に言う「詳言すれば」以下教授細目作成の過程、内容にかかる部分を實際に行おうとする

語句、文が一部変更されたり、整理されたりした部分もあるが、作文とその指導についての基本となる考え方は、両者同じであると言ふことができる。とするならば、明治二十四年の「教則大綱」で提示された新しい作文指導の考え方、方向が、十年近くかかって徐々に、作文指導の転換へ向けての足場ならしをする役割を果たしてきたのではないかと考えられる。注目される「施行規則」は、その十年前の「教則大綱」という原型があつてこそ、と言ふのではないだろうか。

更に、「教則大綱」第二十条には、我が国の教育法令で初めて「教授

細目」という言葉が現れている。即ち、

小學校長若クハ主席教員ハ小學校教則ニ從ヒ其小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ
として、各小学校に教科ごとの教授細目を定めることを規定したのである。「施行規則」でも、「學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」としてこの条項を引き継いでいる。

「教授細目」という教育用語は、戦後は使用されなくなっているが、戦前の教育界では定着していた用語である。例えば「教育大辭書」(大正7年増補改訂)で見ると、教授細目については次のような解説がされている。

各教科の教授材料を教則に準據して、實際的に教授時間に配当したる諸教科進行の豫定表なり。詳言すれば諸教科教授の分量を定め、又その相互の統一を図ると共に、學校の組織・編制・土地の情況等に照して、教科書の材料の加除をなし、又その順序を適當にし、以て學期・週等に都合よく配當したものなり。
これを読むと、「教授細目とは、今日で言う各教科の「年間（學期、月間、週間）の指導計画」に相当するものであることが分かる。

学校教育において、各教科がその目標を達成するために、どのような内容を、どのような段階を踏んで、どのように指導をしていくのか、教師がその具体的な見通しを持つことは極めて大切であり、その見通しの意味を持つ教授細目の重要性、必要性は、今日においても変わらない。教科指導において重要な意味を持つ「教授細目」を、初めて条文の中へ取り入れた明治二十四年の「教則大綱」は、十分注目されねばならないと考えている。

ところで、作文・綴り方の教授細目には、作成の当事者のそれまでの実践と、それらをもとにした作文・綴り方指導についての考え方、内容、方法等の総合されたものが反映しているはずである。時を経て教授細目の内容が変わつたとすれば、それは作成者の作文・綴り方指導の実践、考え方の変容を表していくことになる。そこで本稿では、明治後期の岐阜県の各小学校が、「教則大綱」において初めて示された教授細目の作成に、どのように対応したか、また、その後の「施行規則」を経て、教授細目の内容がどう変化していくのかを見ることで、当時の岐阜県の作文・綴り方指導について考えてみたい。

二 明治後期前半の教授細目

明治二十四年の「教則大綱」について、文部省は、その公布と同時に「文部省令第十一號小學校教則大綱ノ件説明」を通達している。その中で、教授細目については、

凡小學校ニ於テ教授スヘキ事項ノ大要ハ小學校教則大綱ニ從ヒ地方長官ニ於テ規定スヘキハ勿論ナリト雖モ其細目ニ至リテハ土地ノ情況ニ依リ取捨増減シテ各宜シキニ適シ教授ノ時日ニ應シテ適度ノ分量ヲ定メ相連絡統一センコトヲ要ス故ニ小學校長若クハ首席教員ハ

「教授細目」より見た
明治後期の岐阜県の作文・綴り方教授

高橋 弘

書類、假名交り文、漢字交り文などという言葉が消え、「普通文」という用語になつたこと、更に第三条の第七項で、綴り方の題材、文章について、

A Study of Writing/Composition Instructions in Gifu Prefecture

in the Latter Half of the Meiji Era viewed from the Syllabuses

Hiromu Takahashi

文章ノ綴り方ハ讀ミニ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

と示したことなどが取り上げられてきた。

明治三十三年前後、作文指導については、それまでの、形式主義、範文模倣主義、実用主義の画一的、注入的な作文教授を批判して新しい作文の方向を示した、例えば「作文教授法」（上田萬年・明30）、「統合主義新教授法」（樋口勘次郎・明32）などの著作が刊行され、教育界の評判を集めていた。こうした動きも併せて、この時の改正内容の評価を、一層高めたことが十分考えられる。

しかし、この時の施行規則の条文は、突如としてあらわれたのではない。それより十年前の明治二十三年公布の「小學校令」に統いてその翌年に公布された「小學校教則大綱」を見ると、その第三条に

讀書及作文ハ普通ノ言語竝日常須知ノ文字、文句、文章ノ讀ミニ方、

綴り方及意義ヲ知ラシメ適當ナル言語及字句ヲ用ヒテ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

という教科の目標が初めて掲げられており、また作文教授における題材、文章についても、

作文ハ讀書又ハ其他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童ノ日常見聞

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス
と示したことや、「小學教則」（明治5）以来の公用文、口上書類、日用